

論点に関する労災補償状況

- 1 時間外労働時間数別支給決定件数(H19～R1)
- 2 「長期間の過重業務」(労働時間以外の負荷要因)を評価した支給決定事例の概要
- 3 「短期間の過重業務」を評価した支給決定事例の概要
- 4 「異常な出来事」を評価した支給決定事例の概要

1 脳・心臓疾患の時間外労働時間(評価期間1ヶ月及び1ヶ月平均)別支給決定件数

(第2回検討会資料2(第5表)の再掲)

(件)

時間	年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
45 時間 未 満		0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
45 時間 以 上 ～ 60 時間 未 満		0	1	1	1	1	0	0	0	1	0	2	2	0
60 時間 以 上 ～ 80 時間 未 満		28	21	17	18	20	20	31	20	11	14	11	13	23
80 時間 以 上 ～ 100 時間 未 満		135	131	119	92	105	116	106	105	105	106	101	88	76
100 時間 以 上 ～ 120 時間 未 満		91	103	76	84	58	69	71	66	66	57	76	54	39
120 時間 以 上 ～ 140 時間 未 満		39	49	30	31	46	50	21	32	16	36	23	30	41
140 時間 以 上 ～ 160 時間 未 満		34	31	19	13	16	16	22	23	20	18	16	17	10
160 時間 以 上		35	24	18	20	21	31	34	20	18	17	20	19	11
そ の 他		30	16	13	26	43	36	21	11	14	12	4	15	16
合 計		392	377	293	285	310	338	306	277	251	260	253	238	216

- ※1 平成27年度からの各時間ごとの件数は、「評価期間1ヶ月」と「評価期間2～6ヶ月」の件数を合わせた件数である。
- ※2 その他の件数は、認定要件のうち、「異常な出来事への遭遇」又は「短期間の過重業務」により支給決定された件数である。
- ※3 平成18年度以前については、時間外労働時間数別の支給決定件数を公表していない。

2 「長期間の過重業務」（労働時間以外の負荷要因）を評価した 支給決定事例の概要

1 対象事例

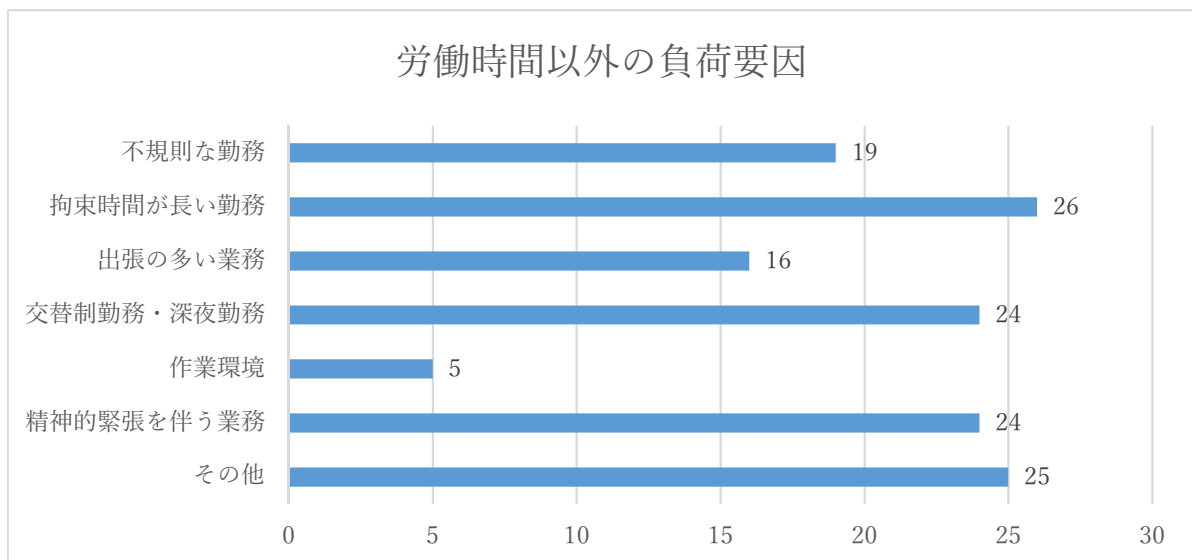
平成 21 年度（1 月以降）から平成 30 年度の間に業務上認定された脳・心臓疾患事案であって、「長期間の過重業務」の過重性の評価において、労働時間に加えて労働時間以外の負荷要因を評価することをもって特に過重な業務に従事していたと評価した事案 83 件（※）。

※ 発症前 1 か月におおむね 100 時間又は発症前 2 か月ないし 6 か月にわたって、1 か月あたりおおむね 80 時間にそれぞれ満たない時間外労働時間数であるもの。

※ 事案の中には、「短期間の過重業務」と「長期間の過重業務」をともに評価しているものもある。

2 労働時間以外の負荷要因

労働時間以外の負荷要因の評価状況は下表のとおり。上位から、「拘束時間が長い勤務」、「精神的緊張を伴う業務」、「交替制勤務・深夜勤務」、「不規則な勤務」、「出張の多い業務」、「作業環境」の順となっている。



※ 「不規則な勤務」、「拘束時間の長い勤務」、「出張の多い業務」、「交代制勤務・深夜勤務」、「作業環境」、「精神的緊張を伴う業務」以外の要因（連続勤務等）を評価しているものについては、「その他」として取りまとめた。

3 労働時間との関係

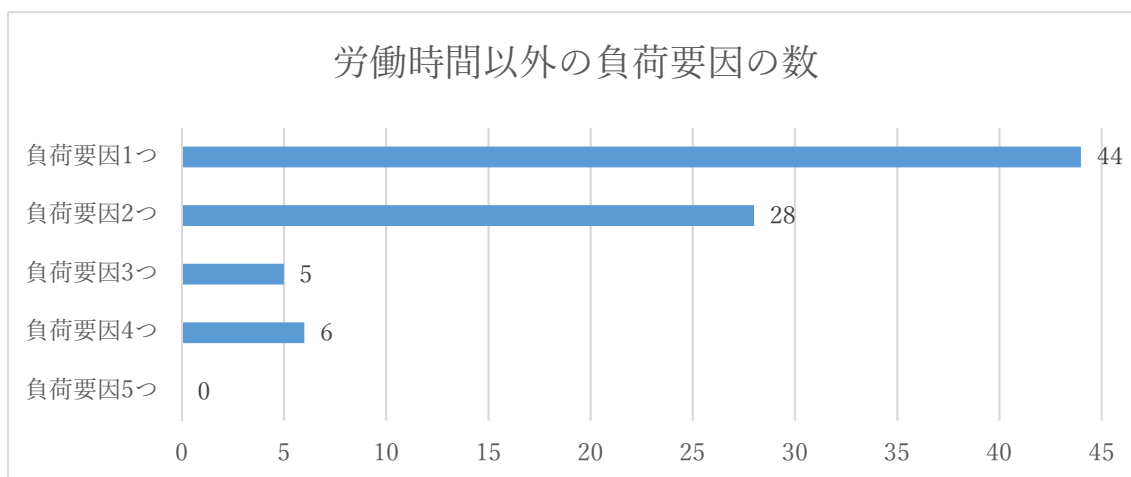
発症前 1 か月で認定された事案は、14 件で、最も長いものが 99 時間、最も短いものが 76 時間であった。90 時間台で認定になった事案が 8 件、80 時間台で認定になった事案が 5 件、70 時間台で認定になった事案が 1 件であった。

発症前 2 か月ないし 6 か月で認定された事案は、69 件で、最も長いものが 79 時間、最も

短いものが47時間であった。70時間台で認定になった事案が59件、60時間台で認定になった事案が5件、50時間台で認定になった事案が4件、40時間台で認定になった事案が1件であった（2か月ないし6か月の時間外労働時間数は、最も時間外労働が長い期間を採用した。以下同じ。）。

4 負荷要因の数

労働時間以外の負荷要因を評価した数別の事案数は下表のとおり。1つの事案で複数の負荷要因が確認された事案もある。



労働時間以外の負荷要因を評価した数と時間外労働時間の関係については、次のとおりであった。

負荷要因を評価した数が1つの事案では、時間外労働時間数が最も長いものが99時間、最も短いものが56時間、である。

負荷要因を評価した数が2つの事案では、時間外労働時間数が最も短いものが最も長いものが97時間、47時間、である。

負荷要因を評価した数が3つの事案では、時間外労働時間数が最も長いものが82時間、最も短いものが71時間、である。

負荷要因を評価した数が4つの事案では、時間外労働時間数が最も長いものが78時間、最も短いものが55時間、である。

3 「短期間の過重業務」を評価した支給決定事例の概要

1 対象事例

平成21年度（1月以降）から平成30年度の間業務上認定された脳・心臓疾患事案であって、「短期間の過重業務」として特に過重な業務に従事していたと評価した事案168件※。

※ 事案の中には、「短期間の過重業務」と「長時間の過重業務」をともに評価しているものもある。

2 評価期間

認定基準では、原則として、短期間の過重業務の評価期間を「発症前おおむね1週間」とし、発症前1週間より以前の業務は長期間の負荷として評価することとしている。

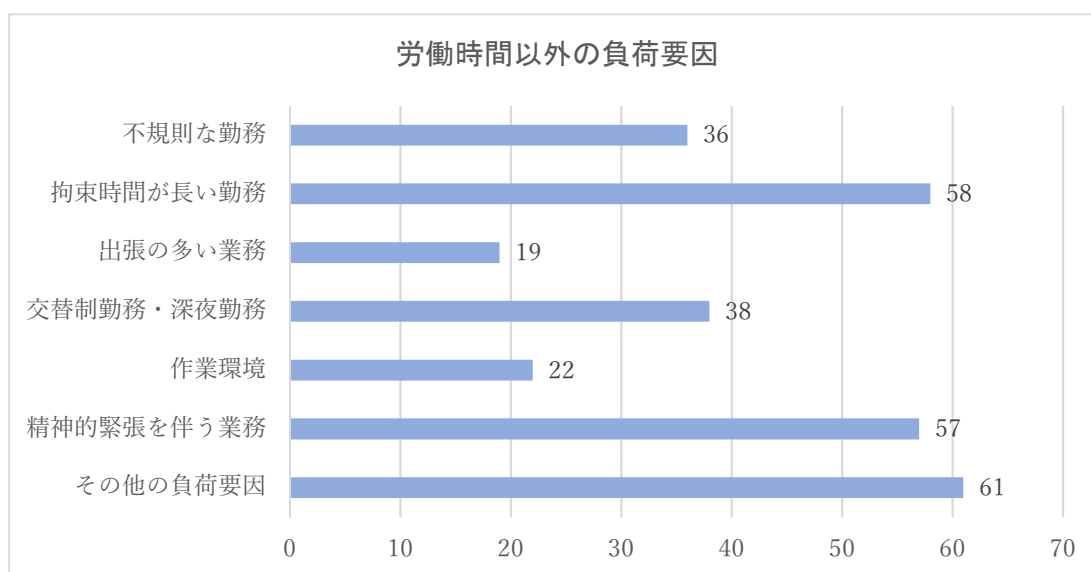
ただし、発症前1か月間より相当短い期間のみに過重な業務が集中し（例えば発症前2週間以内に）、それより前の業務の過重性が低い場合には、発症前1週間を含めた当該期間に就労した業務の過重性を評価し、特に過重と認められる場合には、「短期間の過重業務」があったとして認定することとしている。

このように「発症前おおむね1週間」以前の期間の業務を含めて過重性の評価を行った事案は168件中5件であった。

3 労働時間以外の負荷要因

「労働時間」のみで特に過重な業務に従事していたと判断した事案は6件で、その他の162件については労働時間以外の負荷要因も評価した上で、特に過重な業務に従事していたと総合的に判断を行っていた。

労働時間以外の負荷要因の評価状況は下表のとおり。上位から、「拘束時間が長い勤務」、「精神的緊張を伴う業務」、「交替制勤務・深夜勤務」、「不規則な勤務」、「作業環境」、「出張の多い業務」の順となっている。



※ 「不規則な勤務」、「拘束時間の長い勤務」、「出張の多い業務」、「交代制勤務・深夜勤務」、「作業環境」、「精神的緊張を伴う業務」以外の要因（連続勤務等）を評価しているものについては、「その他」として取りまとめた。

4 労働時間

労働時間のみで過重な業務に従事していた判断した事案（6件）の発症前1週間（※）の時間外労働時間数は、最も長いもので61時間、最も短いもので31時間であった。60時間台で認定になった事案が1件、50時間台で認定になった事案が1件、40時間台で認定になった事案が1件、30時間台で認定になった事案が3件であった。

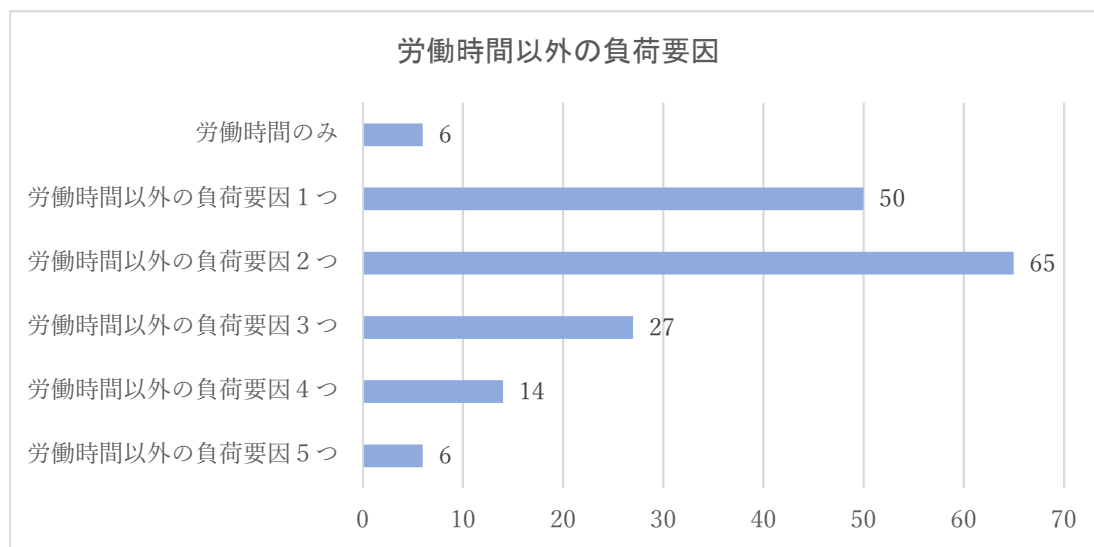
※1 「発症日の前日」から「発症日の7日前」の期間で集計。

※2 原則として、1週間当たり40時間を超えた労働時間を時間外労働時間数として計上。

※3 短期間の過重業務を評価した事案には、発症直前から前日までの間の業務が特に過重であると判断したもの等が含まれることから、1週間のみみた時間外労働時間数は短い場合もある。

5 負荷要因の数

労働時間以外の負荷要因を評価した数別の事案数は下表のとおり。1つの事案で複数の負荷要因を評価した事案が多い。



労働時間以外の負荷要因を評価した数と時間外労働時間数の関係については、次のとおりであった。

労働時間のみで認定した事案で、時間外労働時間数が最も長いものが61時間、最も短いものが31時間である。

負荷要因を評価した数が1つの事案で、時間外労働時間数が最も長いものが70時間、最も短いものが0時間である。

負荷要因を評価した数が2つの事案で、時間外労働時間数が最も長いものが64時間、最も短いものが0時間である。

負荷要因を評価した数が3つの事案で、時間外労働時間数が最も長いものが76時間、最も短いものが15時間である。

負荷要因を評価した数が4つの事案で、時間外労働時間数が最も長いものが93時間、最も短いものが12時間である。

負荷要因を評価した数が5つの事案で、時間外労働時間数が最も長いものが87時間、最も短いものが13時間である。

※ 1週間の時間外労働時間数が0時間のものは、発病直前から前日までの間の業務が特に過重と認められるものであった。

4 「異常な出来事」を評価した支給決定事例の概要

1 対象事例

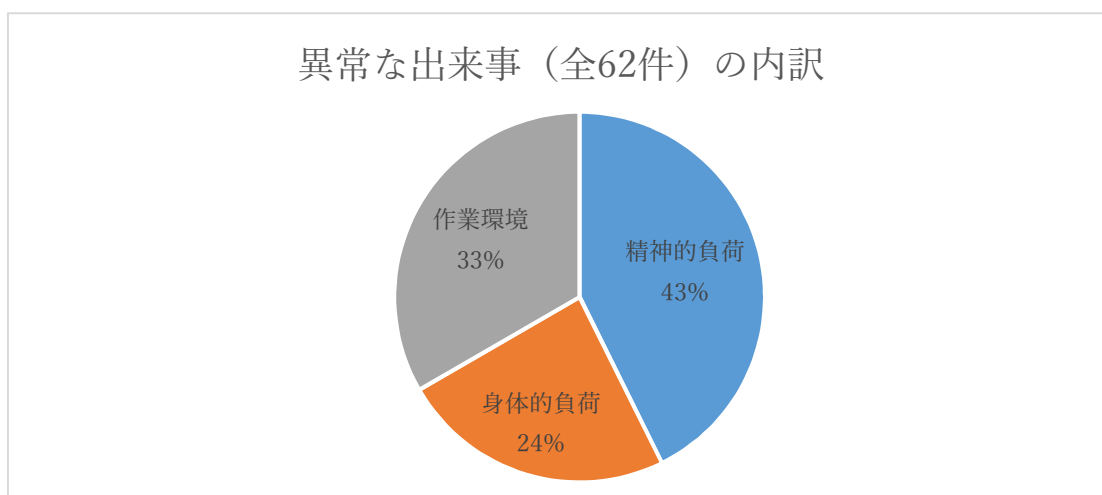
平成21年度（1月以降）から平成30年度の間業務上認定された脳・心臓疾患事案であって、「異常な出来事」に遭遇したと評価した事案62件（※）。

※ 事案の中には、「異常な出来事」と「長期間の過重業務」をともに評価しているものがある。

2 異常な出来事の内訳

異常な出来事の類型別の内訳としては、精神的負荷で評価した事案が32件、身体的負荷で評価した事案が18件、作業環境で評価した事案が25件であった。

その中で、精神的負荷と身体的負荷の両方を評価した事案が4件、精神的負荷と作業環境の両方を評価した事案が2件、身体的負荷と作業環境の両方を評価した事案が1件、精神的負荷、身体的負荷、作業環境の3要件すべてを評価していた事案が3件であった。



3 精神的負荷

「強度の精神的負荷を引き起こす突発的又は予測困難な異常な事態」として評価された出来事を大きく区分すると東日本大震災関連を除いた場合、対人トラブル関連と転落事故関連の出来事が最も多く、その次に交通事故関連の出来事であった。

- ・ 東日本大震災関連 8件
- ・ 対人トラブル 7件
- ・ 転落事故 7件
- ・ 交通事故 5件
- ・ 狭小空間に閉じ込められた 3件
- ・ 火災事故対応 2件

4 身体的負荷

「強度の身体的負荷を強いられる突発的又は予測困難な異常な事態」として評価された出来事を大きく区分すると、心肺に負荷のかかる各種動作による出来事が最も多かった。

- ・ 心肺に負荷のかかる各種動作（走る、重量物を運搬する等） 10 件
- ・ 転落・転倒 4 件
- ・ 東日本大震災関連 2 件
- ・ 潜水作業 1 件
- ・ 消火活動 1 件

5 作業環境

「急激で著しい作業環境の変化」として評価された出来事を大きく区分すると、暑熱な作業環境下での出来事が多かった。

- ・ 暑熱な作業環境下 19 件
- ・ 寒冷な作業環境下 6 件